

シリーズ多文化教育実践 第1回

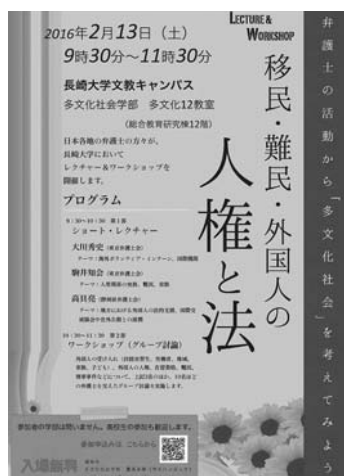
「長大多文化方式」での弁護士と学生との交流
——レクチャー＆ワークショップ（グループ討論）長崎大学 さいはんじゆな
賽漢卓娜

1 はじめに

本交流会は、弁護士グループが大村入国管理センター視察及び地元との地域連携のために長崎を訪れた機会を利用して、その一環と位置付けていただき、長崎大学多文化社会学部において大学生高校生向けにレクチャーと討論を誘致したものである。参加した大学生・高校生、教職員、弁護士からも評価が高く、他大学でも類似の交流会の希望が続出したと聞いている。

入国管理局（Immigration Bureau）は、日本における出入国管理、外国人登録、難民認定という外国人関連の行政事務を併せて管轄する法務省の内部部局である。一般的な略称は入管（にゅうかん）。入国管理局関係の収容施設は全国各地方入国管理局にあるほか、長期の収容施設として、東日本入国管理センター（茨城県牛久市）、西日本入国管理センター（大阪府茨木市）、大村入国管理センター（長崎県大村市）の3施設があったが、西日本入国管理センターが平成27年9月末に閉鎖され2施設に減少した。そのため、今後全国から大村入国管理センターへ移され、収容数が増加することが見込まれる。こうした状況を踏まえて、関東弁護士連合会が中心となって声を掛け、平成28年2月12日（金）関東、大阪、名古屋、福岡、広島、福井の弁護士が長崎を訪れて、長崎弁護士会所属弁護士とともに、大村入国管理センターを見学し、長崎の地元のボランティアとの意見交換や各地の弁護士が協議を行った。

参加した弁護士たちは、外国人関係の事件を多く手掛け、国連高等難民弁務官事務所での勤務経験、日本国内で生活する外国人の相談や裁



判（結婚、離婚、胎児認知や在留関係等々）、諸外国の収容施設など、国内以外での幅広い活動経験を持っている。講義を通して、移民研究や国際政治、国際人権などを学んでいる多文化社会学部の学生にとって、移民・外国人を取り囲む実際の社会を知り、人権問題を考え、また将来の活動領域を考える上で、広い視野を体験する貴重な機会になると考えて、本企画を提案することとした。今回については、学生への啓発という趣旨を理解していただき、弁護士も交通費の支払いも伴わない全くの無償で協力いただいた。

ここではその実施の内容を紹介しつつ、今後のために、その実施方法などをまとめることとする。

2 概要

日時 2016年2月13日（土）

午前9時30分～正午

場所 長崎大学多文化社会学部

内容 前半 レクチャー

- ・大川秀史弁護士
- ・駒井知会弁護士
- ・高貝亮弁護士

後半 グループ討論

コーディネータ兼レクチャー司会

さいはんじゆな
賽漢卓娜（長崎大学）

グループ討論司会

増田研（長崎大学）

3 「長大多文化方式」の特徴

この交流会では出席する弁護士が18名と大人数だったこともあり、いわゆる講演会で済ませることなく、より充実したプログラムにしたいと考えた。そこで以下のような方針と、実施手順を考案した。ここではそれを「長大多文化方式」と名付けることとする。

まずは、レクチャーとグループ討論を組み合わせることにした。これにより、レクチャーをお願いする弁護士のほか、他の弁護士たちがまんべんなく参加学生

たちとふれあえるような仕掛けを実現した。

レクチャーについても1名の講師ではなく、できれば2、3名の講師に登壇してもらうことにした。今回の交流会では3名の弁護士から、それぞれ交流会のテーマに関連した講演をいただいた。

その上、多文化共生に関わるさまざまな研究造詣の深い長崎県立大学や長崎大学の研究者も参加してグループ討論を実施した。

グループ討論については、弁護士、研究者、大学生、高校生混合のグループを形成するように、事前に弁護士および研究者の専門領域をホームページやメールで確認し、①外国人の受け入れ、②外国人の労働、③共に生きる、④ルーツ・国籍、⑤在留資格、⑥難民、⑦犯罪・刑事事件とテーマごとにグループを分けた。そして、学生たちの興味関心を生かすため、また当日の混乱を避けるため、大学生に事前に参加したいグループを選択してもらった。結果として複数名の弁護士と研究者、多文化社会学部中心とした長崎大学の複数学部の大学生に長崎市内の高校生が、一緒のテーブルにつくことになった。高校生が加わることによって、大学生が責任感を発揮できるようになり、実際に司会および書記も担当し、主体的にグループの討論を運営してもらうことができた。

討論の進行にあたっては、あらかじめコーディネータが7つのテーマに沿って議論の基礎になる新聞記事などを準備し、また、討論時間もあらかじめきちんと配分して時間内ですべき作業を明示した。進行の具体的な詳細は後述する。

討論ののちに全体発表を行った。これは知識の共有化と、まとめおよび発表に対する意欲形成を狙ったものである。

全体の時間はスケジュールの制約により2時間半であったが、後述するように駆け足での実施であり、もっと余裕のある時間配分が好ましいと思われる。

4 実施内容

4-1 参加者

当日の交流会における参加者は以下の通りである。

弁護士：18名（所属弁護士会および氏名）

- ・長崎（永田雅英、清水康寛、魚住昭三）
- ・千葉（渡邊祐樹、中村亮）
- ・東京3会（藤井博文、駒井知会、大川秀史、本多貞雅、高橋ひろみ）
- ・静岡（高貝亮）福井（市川徹、安部剛）愛知（宮崎真）

- ・京都（仲晃生）
- ・大阪（馬場圭吾）
- ・広島（滑川和也）
- ・福岡（稲森幸一）

学生：約60名

- ・長崎大学の1～3年生、約30名（多文化社会学部、経済学部および環境科学部各2名）
- ・高校生1～3年生、約24名（南山高校及び純心女子高校）

教職員：20名

- ・多文化社会学部10名
- ・長崎大学他学部・長崎県立大学教員8名
- ・高校教員2名

4-2 レクチャーについて

以下の3名の弁護士から各15～20分のレクチャーをいただいた。

- ・大川秀史弁護士（東京）

テーマ「海外ボランティア・インターン、国際機関への就職の道」

- ・駒井知会弁護士（東京）

テーマ「入管関係の実務、難民、家族」

- ・高貝亮弁護士（浜松）

テーマ「地方における外国人の法的支援、国際交流協会や在外公館との連携」



講師を務める講師（右から大川秀史、駒井知会、高貝亮）とコーディネータ

4-3 グループ討論

参加者を7グループに分け、大学生・高校生が混ざるようにし、それぞれのグループに弁護士2～3名、研究者2名ほどを配置した。各自の自己紹介ののち、多文化社会学部の学生を司会者、書記に指定した。

テーマの区分は、①外国人の受け入れ、②外国人の労働、③共に生きる、④ルーツ・国籍、⑤在留資格、⑥難民、⑦犯罪・刑事事件とした。

コーディネータが各テーブルに複数の新聞の切り抜きを準備し、討論のきっかけになる情報を提供した。

司会者の増田研教員が、内容整理、私たちがどうかかわれるのか、そのためにこれからの社会はどうあるべきなのか、といった段階とそれぞれに充てる時間を提示して、各テーブルで議論を深めさせた。計画された時間配分は次の通りである。

1. 内容整理 何が問題か？（5分）
2. 私たちはどう関われるのか？（10分）
3. そのために、これからの社会はどうあればよいのか？（10分）
4. 報告準備（10分）



その後、各テーブルに用意されたA1サイズの模造紙にまとめを記載し、それをホワイトボードに掲示して各テーブルの報告者に説明をしてもらった。会場のみなさんは興味深く拝聴していた。



4 リアクションペーパー等

グループ討論が終了した段階で、時間の都合により弁護士18名は退席した。会場ではその後、学生によるリアクションペーパーの作成などを行った。

リアクションペーパーの記述をまとめてみると、「日本に逃げてきて捕まった外国の人たちも私たちと同じように人権があるという認識を強く持つことができた」、「問題のある現状から本質を『日本人』『外国人』という分類を取り払って考えることの重要性を学んだ」などの感想があり、また、「難民、外国人の『人権』と『法』の両方を尊重する難しさ」、「法的知識や日本の受入れ状況」といったことを学ぶことができたようである。

レクチャーと討論を経て、移民や外国人に関する興味を表明したものが多く、学生からは高い評価を得られた。例えば、「弁護士の方々からは、生きた現状を教えて頂き、正しい理解への道筋を作って頂きました」といった感想がその代表例である。参加した弁護士からも、充実した内容で参加により満足したという意見が多数であった。

ただ、時間の制限でもっと議論を深めたかった意見や、このような機会がさまざまな場所で開かれるべきなど今後につながる意見があった。今後の生かし方について、学生たちは、「自主的に情報収集する」とともに、「難民や外国人へのサポートの可能性を探りたい」、また「このようなイベントに積極的に参加したい」、「議論する際のリーダーシップの発揮の仕方をもっと学ぶ」などを挙げている。

5 その他

朝日新聞による取材がなされ、平成28年2月24日朝刊に新聞記事が掲載された。

2016年2月24日 朝日新聞（30面）

難民・入国管理制度など考える 長大・ワークショップに90人参加

今回は関係者を通じて働きかけたため、多数の弁護士から無償での参加協力を得ることができた。長崎県弁護士会所属弁護士との関係形成もできたことから、今後も一定の関係性を維持するように努力したいと考えている。

6 課題

弁護士が国内外の国際活動・在外支援や難民について学生に伝える機会が多いとは言えず、その点で弁護士側にも学生側にも好評価であった。

時間的な点で、レクチャーや討論参加者の発言時間をもっと欲しかったという意見は少なくなかった。また、一つの目標に向かって学生たちが強調して力を発揮されていた点はよかったが、アウトプットの形式にシンプルなフォーマットを準備するなどして、まとめのための労力を削減できないかという意見があった。